

乙第3号証

陳述書

作成日

令和7年9月10日

事件番号 令和7年(ハ)第4号

原告 高野 邦夫

被告 津田 廣雄

(作成者氏名)

被告 津田 廣雄



- 1 9月9日の弁論期日で、私は、次回期日までに、乙第1号証、同第2号証(供託書)の供託についての、領収書を提出する事になりました。それで期日後に日本銀行三次代理店(広島銀行十日市支店)に電話し、領収書を再発行してほしいと要望した所、担当者から法務局に問い合わせしてほしい回答されました。
- 2 それで広島法務局三次支局に電話した所供託事務の担当者は、次のとおり話しました。
「申請年月日令和7年8月12日の供託書でいうと、供託書の右下に「上記供託金の受入れを証する。令和7年8月12日日本銀行三次代理店」の記載があり、その右に日本銀行三次代理店の受付印が~~きん~~が押してあります。それが津田さんが令和7年8月12日に109,367円を支払った証明です。それ以上の証明はありません。令和7年2月27日に申請した供託書についても同じです。」
- 3 上記のとおりであり、乙第1号証、乙第2号証により、私が債務を弁済している事は証明できているので領収書の提出は不要です。
- 4 乙第4号証、乙第5号証のとおり原告は、供託書が入っていた郵便物の受取りを拒絶したものである。合法的受取拒絶です

※弁済している事は証明できていると述べているが、一円も払っていないのに弁済している事は証明できているとは、借金を踏み倒すという趣旨ですかね??